平成３０年（フ）第５３号
札幌市東区北28条東13丁目３番13号　フロンティア2813―202号
債務者　髙柳　雅則
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５号
札幌市白石区本郷通２丁目南４番25―206号
債務者　小林　　亮
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９０号
北海道千歳市花園１丁目３番10号　セクションⅠ202号
債務者　西村　公子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０５号
盛岡市上堂１丁目14番３号
債務者　志田　　藍（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５号
盛岡市黒石野１丁目28番５号
債務者　阿部　四郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３号
茨城県鹿嶋市神野２丁目５番２号
債務者　小山田和子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３２２号
群馬県伊勢崎市小泉町244番地１　プラシードＤ203
債務者　蟹谷　好紀
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
群馬県前橋市下小出町３丁目24番地６　Ｍハイツ　201号
債務者　福島　虎一
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
群馬県前橋市青柳町834番地28
債務者　星　昭美智
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
群馬県利根郡片品村大字花咲1683番地１
債務者　星野いづみ
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地93棟101号
債務者　湯川佐和子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３４５号
愛知県岩倉市大山寺本町13番地９　コーポ信101号
債務者　安藤　成美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３４６号
愛知県一宮市木曽川町黒田字山１番地２　ＴＯＵＲＮＥＹ木曽川602号
債務者　猿渡　由美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３６２号
愛知県江南市高屋町神戸107番地　グリーンピア神戸205号
債務者　山内　裕貴
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１３１５号
京都市上京区元誓願寺通七本松東入元観音町459番地、前住所京都市中京区堀川通六角下る壺屋町247番地　ＩＬ　ＲＯＳＳＯ堀川六角203号
債務者　小林　聖惠（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
京都府宇治市槇島町本屋敷40―１グリーンタウン槇島１―406号、住民票上の住所京都市右京区西京極北裏町27番地１　ラフィネ西京極202
債務者　平成、平成倖こと　萩原　四郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係